

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター
理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」）の定款第24条第4項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びセンターが定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定めるセンターの目的の達成に寄与しなければならない。

(定義)

第3条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる理事長及び業務執行理事たる常務理事をいう。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてセンターを代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 評議員会を招集する。
- (4) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第6条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、センターの業務を執行する。
- (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長の職務を執行する。ただし、代表理事たる理事長の代表権に係る職務権限は除く。

第3章 補則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

理事の職務権限

決裁事項		
項 目	決裁権者	
	理 事 長	常 務 理 事
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○	
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の内容に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
国外出張に関すること	○	
国内出張（役員、重要な使用人）に関すること		○
書面による契約の締結で、一件につき200万円以上の場合	○	
書面による契約の締結で、一件につき200万円未満の場合		○
書面による契約金額の範囲内の実行		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき10万円未満の支出		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき10万円以上の支出	○	
事業の実施に関すること		○
職員の教育・研修に関すること		○
渉外に関すること		○
福利厚生に関すること		○
寄附に関すること	○	
訴訟に関すること	○	
金融機関を指定すること		○
外部に対する文書発簡（とくに重要なもの）	○	
外部に対する文書発簡（上記以外のもの）		○